

# 岡山県ウクライナ避難民支援検討本部会議

日時 令和4年4月20日（水） 13:30～

場所 3階 大会議室

## 議事次第

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

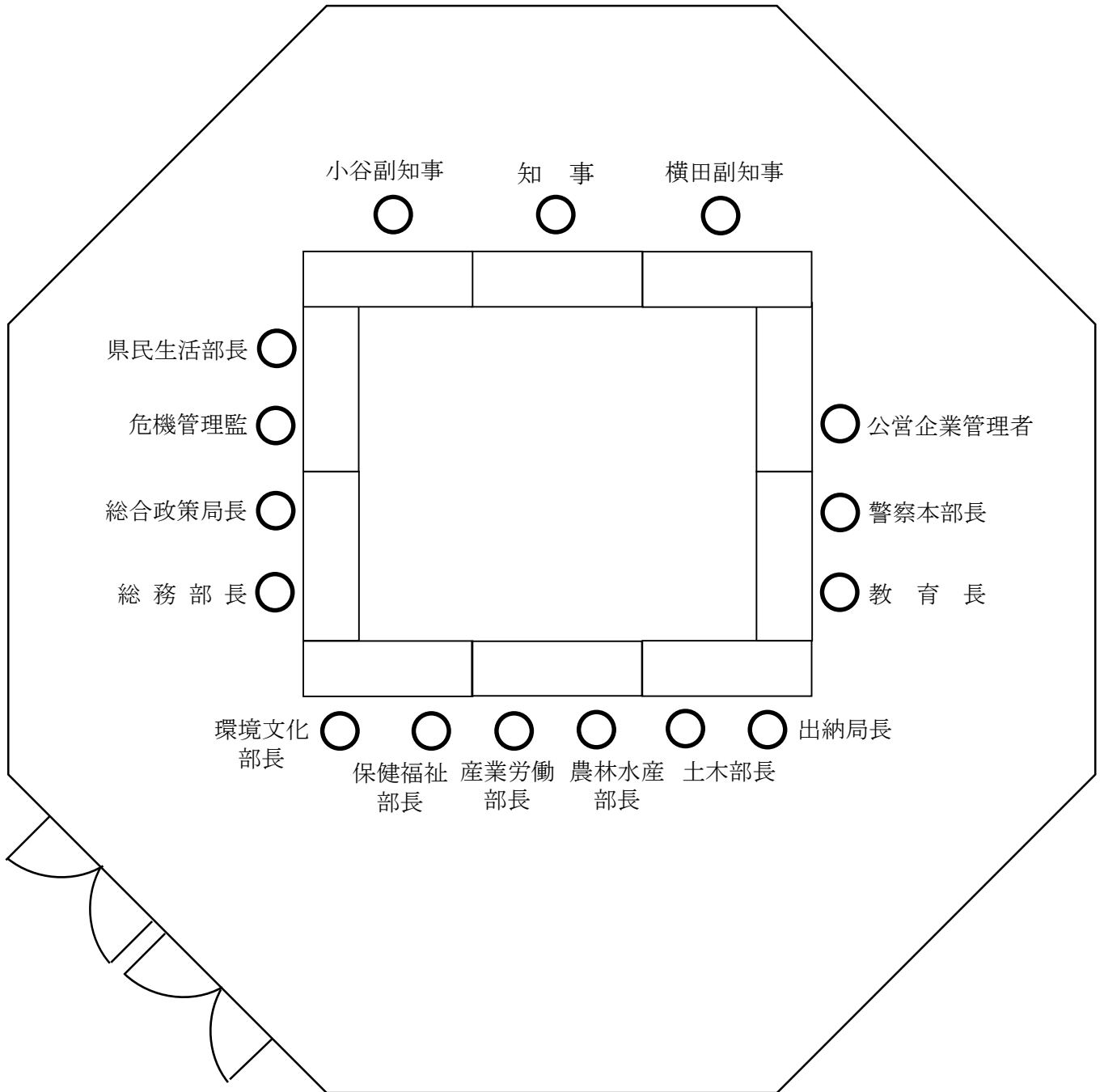
(1) 国及び全国知事会の動きについて

(2) 本県の支援策について

(3) その他

4 閉 会

# 岡山県ウクライナ避難民支援検討本部会議 配席図



## 岡山県ウクライナ避難民支援検討本部設置要綱

### (目的)

第1条 本県へのウクライナからの避難民の受入れ及び避難民に対する支援を検討するとともに、本庁関係部局の情報共有及び連携を図ることを目的として、知事は、岡山県ウクライナ避難民支援検討本部（以下「支援検討本部」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 支援検討本部は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 支援検討本部に、本部長及び副本部長を置き、本部長は知事、副本部長は副知事をもって充て、県民生活部長を主管部長とする。
- 3 本部長は、連絡本部を招集し、これを総理する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 本部長は、必要があると認める場合は、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

### (所掌事務)

第3条 支援検討本部は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) ウクライナからの避難民の受入れ及び避難民に対する支援
- (2) 本庁関係部局の情報共有及び連携に関する事項
- (3) その他、ウクライナ避難民の受入れ等に関し必要な事項

### (支援検討本部の庶務)

第4条 支援検討本部の庶務は、県民生活部国際課が行う。

### (雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、支援検討本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和4年4月20日から施行する。

(別表)

職名	備考
知事	本部長
副知事	副本部長
危機管理監	
総合政策局長	
総務部長	
県民生活部長	主管部長
環境文化部長	
保健福祉部長	
産業労働部長	
農林水産部長	
土木部長	
出納局長	
公営企業管理者	
教育長	
警察本部長	

## 避難民の発生状況等 (UNHCRの発表内容)

- ◆ ロシアの侵略により約**428万人**がウクライナから近隣国等に避難
  - ・ ポーランド 2,490,447人
  - ・ ルーマニア 654,825人
  - ・ モルドバ 399,039人
  - ・ ハンガリー 398,932人
  - ・ スロバキア 302,417人

※UNHCRのHPより(最終アクセス 4/7 14:00)

## 我が国におけるウクライナ人の在留状況等

- ◆ ウクライナ人在留者数 **1,915人**(令和3年末時点・速報値)
  - ・ 永住者 947人
  - ・ 日本人の配偶者等 266人
  - ・ 技術・人文知識・国際業務 193人
  - ・ その他 509人
- ◆ ウクライナからの避難民受入れ数 **437人**(3/2(総理による受入れ表明日)~4/6・短期滞在(親族等訪問等)・速報値)
  - ◆ 避難を目的として日本に入国したウクライナの方への対応  
出入国在留管理庁では、ウクライナから我が国に避難してきたウクライナの方々が就労を希望する場合に、「特定活動」の在留資格への変更を認める措置を開始(3月15日入管庁HP掲載)。

## 出入国在留管理庁の対応等

- ◆ 親族・知人を頼って来日するウクライナ人(既に来日している者)  
必要な相談を受ける先として、FRESC(外国人在留支援センター)がある旨出入国在留管理庁英語版HPで案内。⇒ (<https://www.isa.go.jp/en/index.html>)  
また、上記URLについて外務省HPからのリンク設定。なお、FRESCヘルプデスクは週7日電話相談に対応。
- ◆ 在留ウクライナ人への支援の申出窓口  
出入国在留管理庁で支援の申出を受け付けるための案内を出入国在留管理庁HPに掲載(支援内容の申出があったもの 822件 4月6日17時時点・速報値)
- ◆ ウクライナ避難民の受入れに係る政府全体の対応
  - 3月16日の記者会見における岸田総理大臣の御発言(抜粋)  
「320万人を超えるウクライナの人々が避難を強いられていることに心を痛めた、多くの自治体や企業、そして民間団体の方々から避難民の受入れに協力したいとの心強い声が上がっています。(中略)ウクライナからの避難民を積極的に受け入れてまいります。  
このため、官房長官の下に「ウクライナ避難民対策連絡調整会議」を設置いたしました。この会議を司令塔として、関係省庁が連携して、ウクライナ避難民と受入先のマッチングなど、ウクライナ避難民の円滑な受入れと生活支援を行ってまいります。既に出入国在留管理庁にウクライナ避難民への支援の申出を受け付ける窓口を設けました。多くの皆さんの力を集め、ウクライナ避難民の皆さんの助けになりたいと思います。」
- ◆ ポーランドの現地視察等  
現地のニーズを的確に把握するため、外務大臣、法務副大臣、中谷総理大臣補佐官がポーランドに赴き、ポーランド政府要人との会談や、現地の避難民受入状況の視察等を行い、政府専用機により、避難民20名を受け入れた。
- ◆ ポーランドへの職員の派遣  
政府は、在ポーランド大使館及びジェシュフ連絡事務所の体制を強化して新たに「ウクライナ避難民支援チーム」を設置。このチームにおいて、避難民の日本への渡航支援のニーズについて調査・把握を進めることとし、出入国在留管理庁からも職員2名を派遣した。
- ◆ ウクライナ避難民受入支援事業に係る予備費の閣議決定  
3月25日の閣議において、ウクライナ避難民受入支援事業の委託に係る経費として5億2千万円の予備費の使用が決定。  
この中には、困難に直面するウクライナ避難民が本邦で生活していく上で必要となる当面の宿泊費、食費をはじめとした、日々の生活に困らないようにするための経費が含まれる。

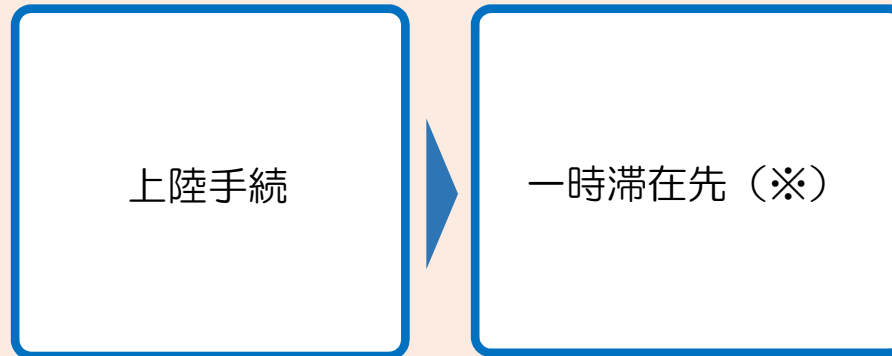
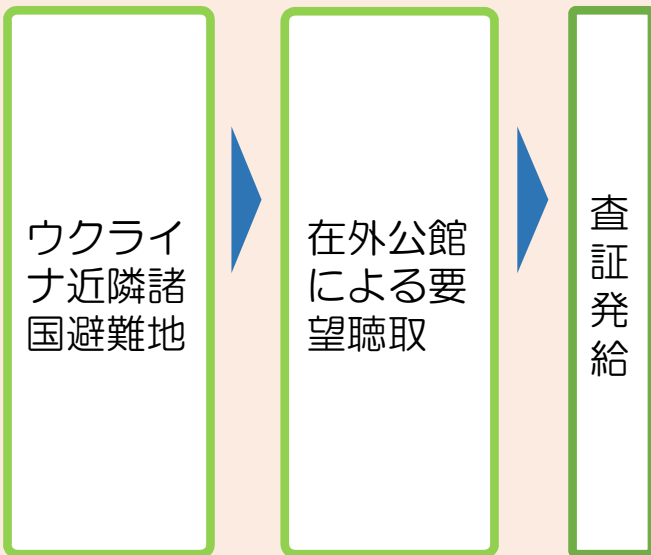
海外

日本

【外務省等】

【入管庁等】

【入管庁委託先】



※本邦に親族・知人がいる場合は、親族・知人宅等での滞在を想定

【入管庁HP】  
ウクライナ避難民に対する企業や自治体等からの各種支援申し出に対する受付  
TEL：03-5363-3006

【FRESCヘルプデスク】  
ウクライナ避難民に関する相談  
TEL：0120-76-2029



## 空港における入国支援

空港内誘導

通訳の提供

待機施設への移動手段の提供

## 待機施設（検疫）滞在中の支援

一時滞在先となる住居の提供

食事の提供

医療費支給

PCR検査等の提供

通訳の提供

一時滞在先（入管）への移動手段の提供

## 一時滞在先における支援

マッチング

一時滞在先となる住居の提供

食事の提供

生活費支給

医療費支給

カウンセリング、行政手続等の援助等

通訳・翻訳機の提供

支援先への移動手段の提供

## 自治体・企業等へ引継ぎ後の支援

住居の提供（引受者）

生活費支給

医療費支給

生活相談・サポート等（引受者）

通訳・翻訳機の提供

## 帰国・第三国出国を希望

ウクライナへの帰国支援

第三国への出国支援

定住

必要に応じて以下についても支援

日本語教育の提供等

職業相談・紹介・職業訓練

子どもの教育等

## 相談窓口の設置

ウクライナ避難民への支援に関する事項全般についての相談に対応（国）

# ウクライナ避難民への支援内容

区分		一時滞在施設（ホテル） 滞在中	一時滞在施設（ホテル） 退所後
支 援 内 容	生活費 (食費・被服費・日用品費)	国が下記の金額を負担 12歳以上 日額 1,000円 11歳まで 日額 500円 (食事は国が別途負担)	国が下記の金額を負担 12歳以上 日額 2,400円 (2人目以降 日額 1,600円) 11歳まで 日額 1,200円
	住居	国が提供（ホテル借上）	受入自治体や民間が提供
	医療費	国が実費を負担	必要に応じて国が実費を負担
	日本語教育費	国が実費を負担	必要に応じて国が実費を負担
	就労支援（職業訓練）費	国が実費を負担	必要に応じて国が実費を負担
	退所時一時金		ホテル滞在を終える方を対象に、生活していく上で必要となる什器の購入等に充てるものとして、退所時一時金を支給 16歳以上 160,000円 15歳まで 80,000円
その他	日本への受入れや生活をサポートするため、一時滞在先や支援先への移動・誘導、通訳や翻訳機の提供、カウンセリング、行政手続の援助、生活相談、マッチング、ウクライナや第三国への帰国・出国等の支援を必要に応じて国が実施		

(参考1) 上記のほか、ウクライナ避難民対応のための特別対応として、外国人受入環境整備交付金の通常の交付金限度額を超えて交付決定等を行うことを可能とし、地方自治体によるウクライナ避難民専用の相談窓口の設置、行政情報のウクライナ語への翻訳等を支援する。

(参考2) 国は公益財団法人アジア福祉教育財団に業務を委託する。



## 全国知事会「ウクライナ避難民受入に関する連絡調整本部」 の設置について

### 1. 概要

令和4年4月1日に開催された「ウクライナ避難民対策連絡調整会議」において、政府の避難民への具体的な支援策が決定し、5日にウクライナ避難民の方々が日本への入国を果たしたこと等を踏まえ、全国知事会において「ウクライナ避難民受入に関する連絡調整本部」を設置する（令和4年4月5日付け）。

今後は、ウクライナ避難民の情報や各都道府県が実施している避難民受入にかかる情報等を共有するとともに、今後受入現場で生じ得る諸課題への対応に向けて国との調整を行うなど、国・都道府県等と連携・協力しながら避難民受入の態勢整備を推進する。

### 2. 構成

- ・本部長：平井全国知事会長（鳥取県知事）
- ・副本部長：西脇総務常任委員長（京都府知事）、杉本総務常任副委員長（福井県知事）
- ・本部員：総務常任委員会委員県  
（福島県、栃木県、石川県、岐阜県、大阪府、山口県、徳島県、愛媛県、鹿児島県）

## ウクライナ避難民の国内への円滑な受入れと 安心できる避難生活の実現に向けて

今般、ロシアによるウクライナ侵略で亡くなられた人々に哀悼の意を表するとともに、ウクライナの数多くの戦争被害者や避難民の方々に寄り添う日本国民の想いを実現し、ウクライナ避難民の円滑な受入れを国などと連携して全力で行っていく。

また、昨日総理記者会見で発表された、ポーランドからの日本直行便の座席借り上げによる避難民輸送の継続等により、今後さらにウクライナ避難民の方々が増加していくことが想定される。国が行う避難民の意向調査の結果等に基づく全国各地での本格的な避難民受入れの円滑な実現に向け、国や全国都道府県の橋渡しとなり、連絡調整していく。

さらに、滞在が長期化することも予想されることから、ウクライナの方々が受けた精神的・身体的ダメージが極めて深刻であることも踏まえ、言語問題をはじめ、住居、就労、教育、医療・介護など、多岐にわたる生活面での支援について、日本を「第2のふるさと」と感じ安心して滞在していただけるよう支援を行っていく。

令和4年4月8日

全国知事会ウクライナ避難民受入に関する連絡調整本部

本部長 鳥取県知事 平井伸治（全国知事会長）

副本部長 京都府知事 西脇隆俊（全国知事会総務常任委員長）

副本部長 福井県知事 杉本達治（全国知事会総務常任副委員長）

# 本県の取組について

## 1. 取組状況

### (1) 支援策

#### ○相談窓口の設置

県外国人相談センターでウクライナ語での相談を可能とする体制を整備

#### ○住居の提供

民間賃貸住宅の借上げや公営住宅への入居を想定

⇒法務省出入国在留管理庁へ支援の提供を申し出

### (2) その他の取組

#### ○募金箱の設置

日本赤十字社岡山県支部と連携し、県内6か所に設置

(県庁1階県民室、県立図書館、後楽園、国際交流センター、  
ゆうあいセンター、県立美術館)

#### ○抗議文の送付

ロシア連邦大統領宛てに抗議文を送付(3/4)

#### ○ウクライナ出身の方との懇談

知事がウクライナ出身の県内在住者の方と懇談(3/16)

#### ○駐日ウクライナ大使館公使参事官との懇談

知事が公使参事官とオンラインで懇談(4/7)

#### ○関係課による庁内連絡会議の開催(3/24、4/13)

## 2. 想定される支援等

主な支援	担当部局
・国等との連絡調整関係 ・相談窓口関係	県民生活部
・住居関係	土木部
・医療関係 ・福祉関係	保健福祉部
・就労関係	産業労働部
・就学関係	教育委員会 総務部